

三木市三木城下町地区の歴史的景観形成地区指定に伴う屋外広告物規制について

[報告]

1 景観形成地区制度

景観の形成等に関する条例（景観条例）に基づき、優れた景観を創造又は保全する必要がある地区を景観形成地区（下表の4種別）として指定し、建築物等の意匠、材料、又は色彩等の景観形成基準を定める。

建築物等の新築、増改築等に際して届出を求め、必要な指導、助言等を行う。

種別	対象区域
歴史的景観形成地区	伝統的な建造物または集落が周辺の環境と一体をなしている区域
住宅街等景観形成地区	良好な環境を有する住宅街等又は新たに住宅街等が整備される区域
まちなか景観形成地区	駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域
沿道景観形成地区	国道、県道等の沿道の区域

2 景観形成地区指定と屋外広告物条例との関係

- 景観形成地区に指定された区域は、屋外広告物条例の「第2種禁止地域等」となる。（条例第4条第1項2号、規則第9条）
- 景観形成地区に指定された区域のうち、知事が指定する区域は禁止地域等から除くことができる。（条例第4条第1項第2号（括弧書き））

屋外広告物条例（抄）

（禁止地域等）

第4条 次に掲げる地域及び場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

～略～

- (2) 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項又は第3項の規定により指定された景観形成地区及び同条例第15条第1項又は第3項の規定により指定された広域景観形成地域（これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。）

屋外広告物条例施行規則（抄）

（禁止地域等の区分）

第9条 禁止地域等は、地域又は場所の特性に応じて別表第1の左欄に掲げる種別によって区分し、当該区分に属する地域又は場所は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第1（第9条関係）

種別	地域又は場所
第1種禁止地域等	～略～
第2種禁止地域等	1 ～略～ 2 条例第4条第1項第2号に掲げる景観形成地区及び広域景観形成地域 ～以下略～
第3種禁止地域等	～略～

3 三木城下町地区の景観形成地区指定

(1) 概要

三木市三木城下町地区は、街道が行き交う交通の要衝の地に別所氏によって城が築かれて以降、三木城下町としてまちの基盤が形成された。その後、天正年間の三木合戦により町は荒廃したが、町の復興のために多くの大工職人が集まり、「三木金物」として金物産業が栄え、市の中心市街地として発展してきた。今もなお、城下町を通る街道筋などに歴史的な形態・意匠を有する町家等が点在し、歴史的なまちなみ景観が残されている。

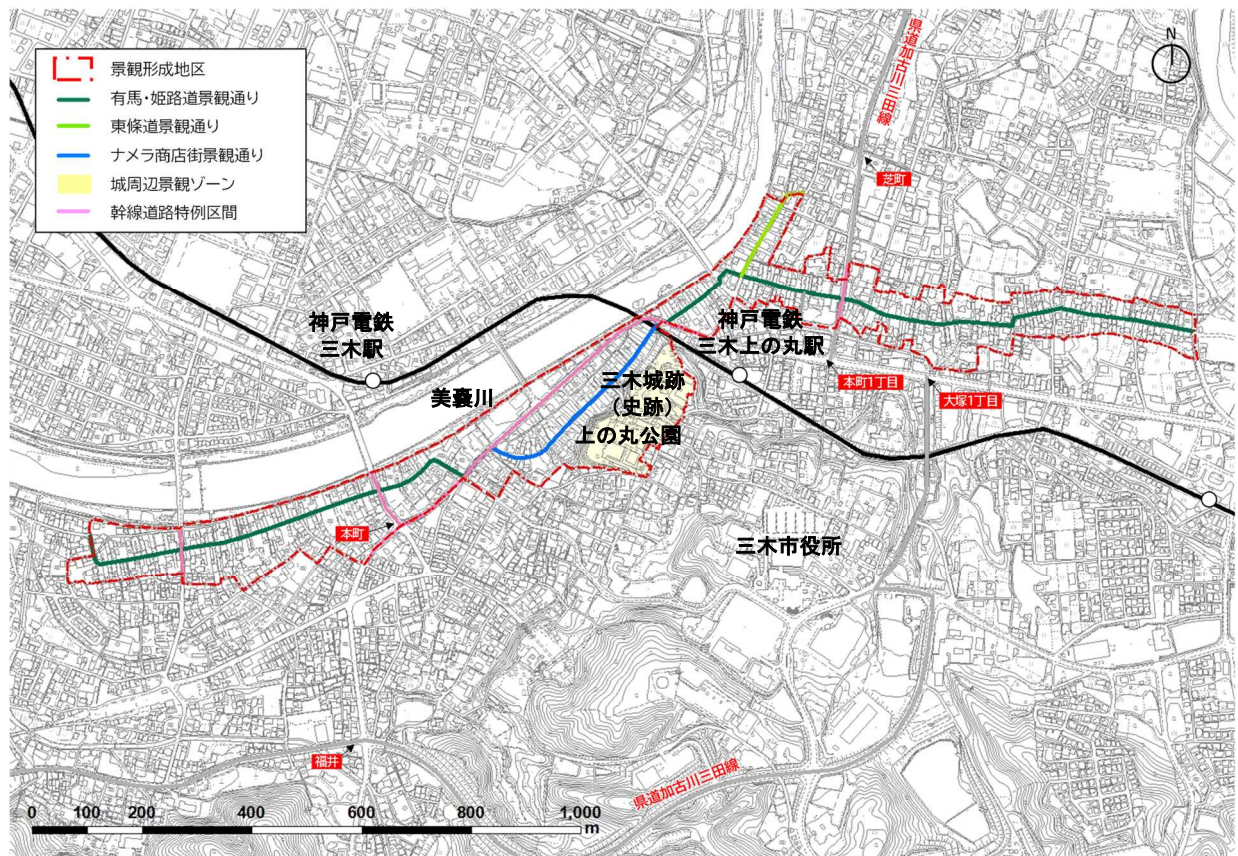
本地区を景観条例に基づく歴史的景観形成地区に指定（令和5年1月指定告示、7月施行予定）し、街道筋の歴史的まちなみ、美囊川や城跡周辺の豊かな自然などの景観資源を活かしながら、中心市街地としての暮らし、生業及び賑わいの景観を保全・創出し、誇りや愛着を育む地区の景観を次世代へ継承していくことを目指す。



三木城跡より市街地と美囊川を望む



街道筋に建つ町家
(稲見酒造 (県景観形成重要建造物))



三木城下町地区（歴史的景観形成地区）区域図

(2) 景観形成の考え方

ア 町家が集積する街道沿いの景観形成

旧城下町のエリアに該当し、周辺の市街化が進んでいるが、街道沿いには町家が集積し、一部の区域では住民協定による景観の保全が行われるなど、歴史的なまちなみが残されている。町家の伝統的意匠及び街道の景観を保全・継承するため、「有馬・姫路道景観通り」及び「東條道景観通り」を設定し、歴史的なまちなみ景観の形成を図る。



イ 城周辺の景観形成

城周辺は、カヤ、エノキなどが植生する緑豊かな環境が形成され、公共施設が立地している。国指定史跡の城跡を中心とした歴史文化の拠点として、風格ある景観形成を図るため、「城周辺景観ゾーン」を設定し、城跡と調和した良好な景観の形成を図る。



ウ 商店街の景観形成

現在は幹線道路沿いに商業の中心は移っているが、古くから栄えてきた城下町を基礎とする路線型の商店街が形成されている。統一感の中にも、賑わいの感じる景観を創出するため、「ナメラ商店街景観通り」を設定し、良好な景観の形成を図る。



エ 幹線道路沿いの都市景観の形成

地区内の県道沿いは、商業・業務・サービス施設や公共公益施設等が立地する市街地であることから、「幹線道路特例区間」を設定し、都市の骨格にふさわしい良好な都市景観の形成を図る。



(3) 景観形成基準

建築物等に関する基準

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準
指定地区 全域	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り（注1）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根を基本とする。 黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。 	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。ただし、自然素材の自然色を用いる場合はこの限りでない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。 ①色相Y R系及びY系の5Yまで、明度8以下、彩度4以下（注2） ②無彩色 	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> 「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。 	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> 門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りでない。 	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注1）や美囊川から目立たないようにする。 屋上設備を設置する場合は、通り（注1）及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。 	
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。 	
有馬・姫路道 景観通り (注3)	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにする。 	
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> 和瓦葺きとするよう努める。 	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。やむを得ず上記によることができない場合は、周辺景観と調和した素材、色調による和風意匠とする。 	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> 当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。 やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とし、和風意匠とする。 	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> 門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意匠や色彩に努める。 各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた意匠とする。 	
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> 広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。 	
東條道景観通り (注3)	<ul style="list-style-type: none"> 「有馬・姫路道景観通り」の基準に沿うことが望ましい。 		

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準
ナメラ商店街景観通り (注3)	壁面の位置	・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。	・上の丸公園からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
	掲出物	・広告物等は、賑わいを演出するデザインや色づかいとする。	
城周辺景観ゾーン	高さ	・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。	
	屋根・庇	・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。	
	外構	・既存の樹木の保全に努める。 ・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。	
幹線道路特例区間	・県道に面する建築物（「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」に面する建築物については、周辺景観との調和に配慮を要する。）については、「指定地区全域」の「高さ」及び「屋根・庇」の基準を除外する。		

注1：「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」をいう。

注2：漆喰塗の外壁を修理・修景するため、本来の漆喰の色彩に合わせる場合はこの限りでない。

注3：対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。

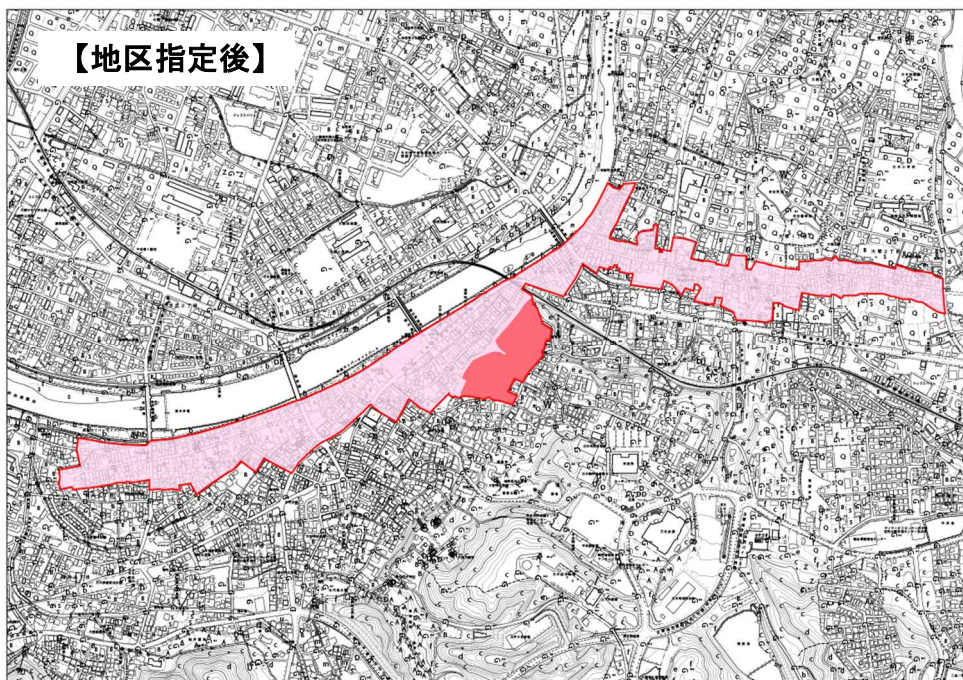
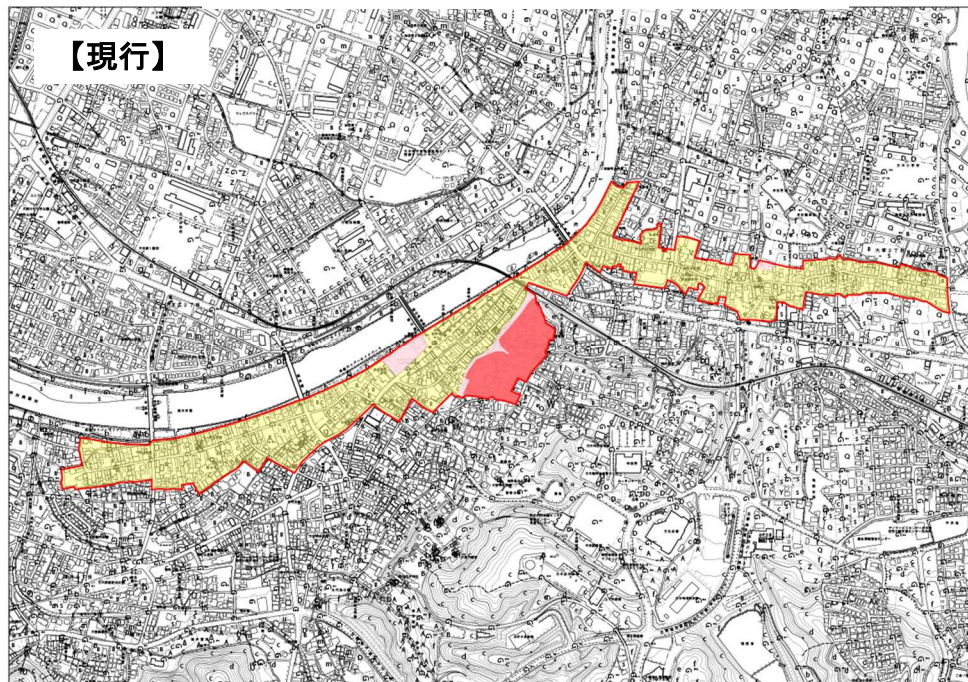
4 三木城下町地区（歴史的景観形成地区）における屋外広告物規制

(1) 地区指定に伴う屋外広告物規制の概要

景観形成地区指定に伴い、本地区内は、屋外広告物条例に基づく「第2種禁止地域等」となる（現在、第1種禁止地域等となっている一部区域を除く）。

なお、地区内に表示・設置されている屋外広告物の現況や、地元の三木市の意向・方針等（後述）を踏まえ、除外区域は指定しない。

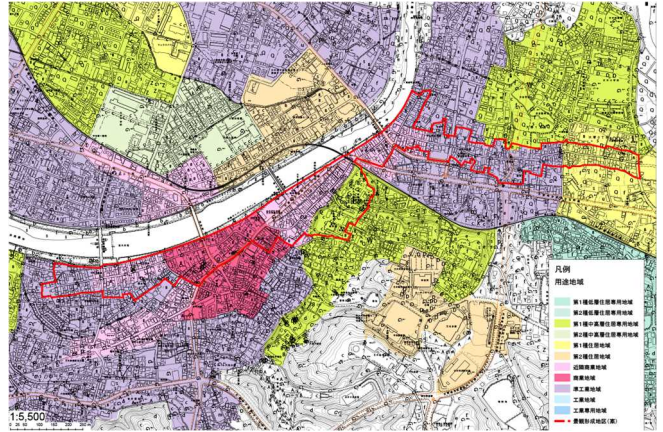
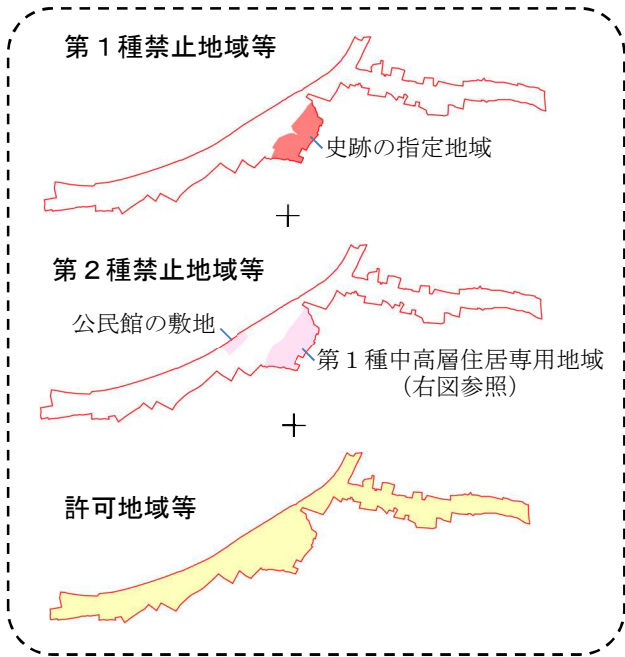
三木城下町地区における屋外広告物規制



■ 第1種禁止地域等 ■ 第2種禁止地域等 ■ 許可地域等

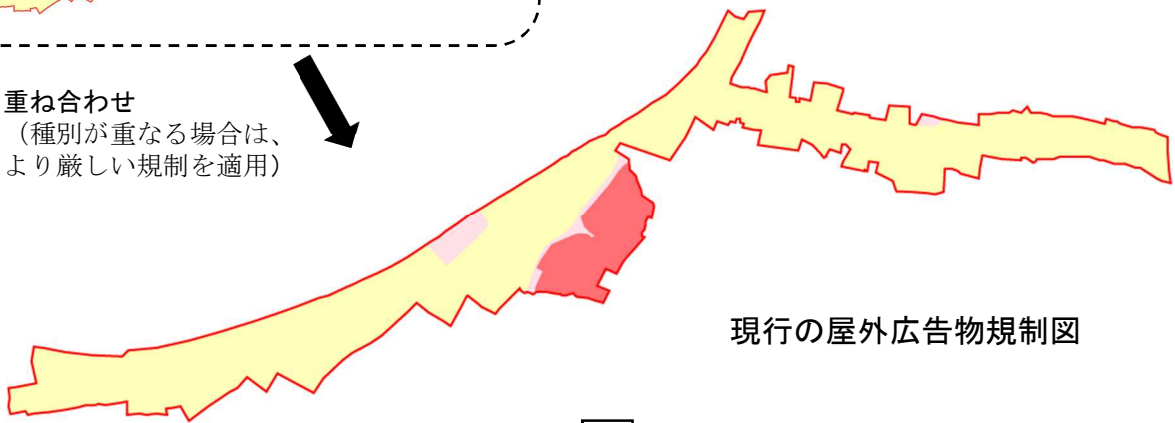
屋外広告物規制の詳細

【現行】



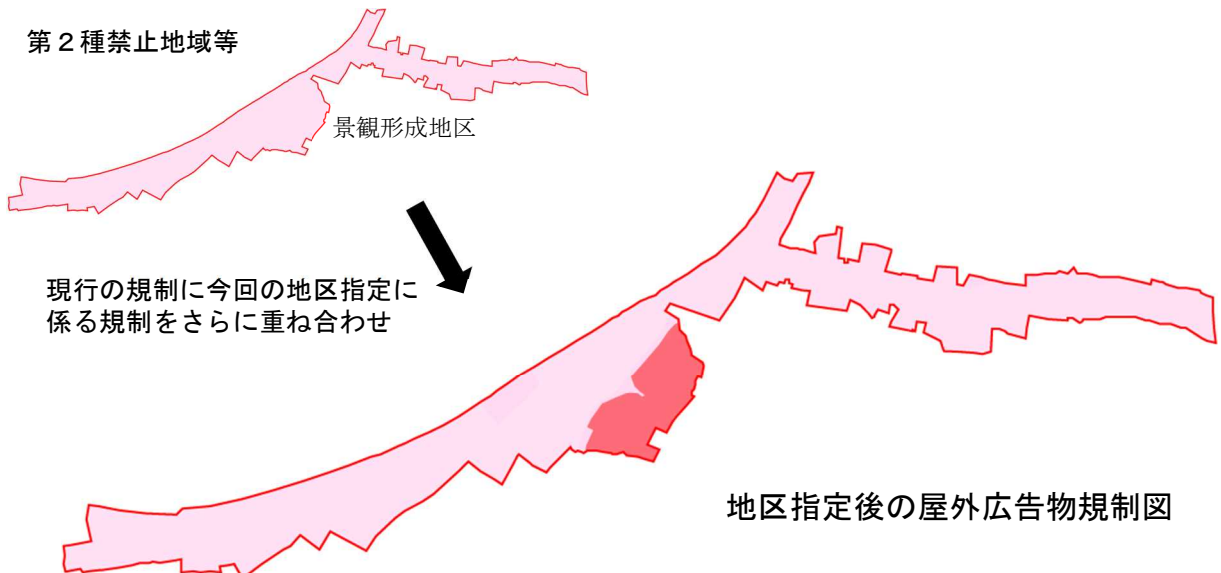
(参考) 地区周辺の用途地域図

重ね合わせ
(種別が重なる場合は、
より厳しい規制を適用)



現行の屋外広告物規制図

【地区指定後】



地区指定後の屋外広告物規制図

(2) 除外区域を指定しない理由

本地区内は大部分が商業・業務系の用途地域に指定されているが、古くからの中心市街地ということもあり、地区内に立地する建物は、商店街や幹線道路沿道も含めて、その多くが戸建住宅、個人商店、小規模事業所等である。このため、地区内に現に表示・設置されている屋外広告物も規模が小さいものがほとんどで、今回の規制（許可地域等→第2種禁止地域等）によって表示・設置できなくなるような屋外広告物はほとんどない。

また、第2種禁止地域等となった場合、表示面積等において一定の制限は受けるものの、自家用広告物や案内誘導広告物は引き続き表示・設置可能であるため（下表参照）、商店街や幹線道路沿道における賑わいづくりや、事業者の経済活動に支障となるものではない。

地区指定に係る住民説明会等においても広告規制に係る特段の反対意見はなく、地元の三木市も、今後、地区の歴史的まちなみ景観を生かしたまちづくりを積極的に進めていくため、地区全域を第2種禁止地域等として良好な広告景観の誘導を図っていきたい旨の意向・方針を示している。

以上のことから、本地区内では除外区域の指定は行わない。

(参考) 表示・設置できる広告物

自家用広告物

	許可地域等	第2種禁止地域等
表示面積の合計	規制なし※	20 m ² 以下
数量	規制なし (建植えの場合は2基まで)	4枚以下 (建植えの場合は2基まで)
地上高さ (自己敷地に建植えする場合)	15m以下	7m以下
表示・設置個所	規制なし	屋上への表示・設置禁止
色彩	規制なし	彩度10以上の色数2色以下

※高さ15m超の建築物に表示・設置する場合は壁面の合計の1/2以内等の基準あり

案内誘導広告物（自己敷地外建植えの場合）・野立広告物

	許可地域等	第2種禁止地域等	
1方向の表示面積	10 m ² 以下（広告板の場合）	2 m ² 以下	野立広告物は 設置不可
横の長さ	規制なし	2m以下	
地上高さ	5m以下（広告板の場合）	3m以下	
相互距離	5m以上	5m以上	
色彩	彩度10以上の色数2色以下	彩度10以上の 色数2色以下	